

か ん が



議会だより No.149

5月臨時会	P 2
6月定例会	P 3
議案質疑	P 4
委員会質疑	P 5
議決結果	P 6
議会のうごき	P 7
嘆願書提出	P 8
一般質問	P 9～
苅田町歴史探検隊・あとかき	P 20

一般会計補正予算(第2号)等を
慎重審議

5月18日

補正予算

一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額に4296万7千円を追加し、総額は136億387万6千円。

* 令和3年度補正予算 (歳出で増額補正した主なもの)

【一般会計(第2号)】	
・人事交流研修負担金	753万円
・医療機関相談体制確保事業補助金	525万円
・個別・巡回接種推進事業補助金	1,500万円
・国民健康保険特別会計繰出金	900万円
【国民健康保険特別会計(第1号)】	1億3,000万円

条例改正

●介護保険条例
新型コロナウイルス感染症の影響で一定程度収入が下がった方に減免。

その他の議案

●工事請負契約の締結
与原小学校舎・児童クラブ増築工事を仮契約(河津工業株式会社)するもの。

専決処分

●税条例等の改正
●国民健康保険税条例の改正
地方税法等の改正による所要の改正。

議案質疑

一般会計補正予算(第2号)

【歳出】人事交流研修負担金

Q なぜ、2名にしたのか。

A ワクチン接種の関係で2名の補充が必要だった。

Q 近隣の状況は。

A 近隣では、北九州市のみ。

委員会質疑

総務

常任委員会

▼一般会計補正予算(第2号)

Q 歳入において繰越金の検討をしたのか。

A コロナ対応は財政調整基金を取り崩している。

厚生文教

常任委員会

▼国民健康保険補正予算(第1号)

Q 昨年度の繰上充用金は。

A 約1億9千万円。

▼工事請負契約の締結

Q 小学校増築工事の内容は。

A 4教室を増築。

令和3年第2回 苅田町議会臨時会議決結果一覧表

議案番号	議案題名	末石伸二	花見文敏	村上智宣	屏正隆	岩谷潔	尾形均	白石学	友田敬而	榎谷忠明	小山信美	井上修	武内幸次郎	梶原弘子	松蔭日出美	沖永義樹	坂本議長	結果	
議案第36号	令和3年度苅田町一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第37号	令和3年度苅田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第38号	苅田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第39号	工事請負契約の締結について(与原小学校校舎・児童クラブ増築工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第40号	専決処分について(苅田町税条例等の一部を改正する条例の制定について)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
議案第41号	専決処分について(苅田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認

○—賛成、×—反対 ※議長は採決に加わらない。但し賛成、反対が同数の場合は議長判断による。

6月
定例会

一般会計補正予算(第3号)等を慎重審議
一般会計補正予算等20件、発議1件、決議案1件、決議案1件、意見書1件

6月8日
～
6月25日

補正予算

一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額に4億8049万9千円を追加し、総額は140億8437万5千円。

ル促進条例

カーボンニュートラルの実現に取組む事業者に奨励措置。

条例改正

●固定資産評価審査委員会条例
押印及び署名を不要とするため。

手数料条例

個人番号カードの手数料は地方公共団体情報システム機構が定める事になったため。

条例改正

●災害弔慰金の支給等に関する条例
支払猶予、償還免除等の対象範囲の拡大。

条例改正

●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
内閣府令の施行による、所要の改正。

●家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

●指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

●指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

定める条例

●指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

●指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

●指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

●指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

●指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

●企業立地促進条例

社会経済状況や雇用情勢等に対応し、産業界を促進するため、より効果的な制度になるよう改正。

●下水道事業の設置等に関する条例

法律の改正による、所要の改正。

●水道事業の設置等に関する条例

法律の改正による、所要の改正、新松山1丁目・4丁目を新たに給水区域に追加。

その他の議案

●町道路線の認定開発に伴う道路の認定。

●財産の取得

高規格救急車の更新。

●財産の取得

電子黒板及びスタンド。

人事案件

京都郡公平委員会委員に 井上 勲氏を選任

発議

●特別委員会の設置

広域圏事務組合特別委員会

決議

●新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議

意見書

●少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

*令和3年度補正予算(歳出で増額補正した主なもの)

【一般会計(第3号)】	
・人事交流研修負担金	980万円
・子育て世帯生活支援特別給付金	4,000万円
・集団接種会場運営委託料	1,303万円
・ワクチン接種予約コールセンター業務委託	3,823万円
・医療従事者謝金	2,018万円
・ワクチン接種業務委託料	5,283万円
・地域商品券発行事業補助金	4,000万円
・企業立地促進奨励金	8,067万円
・青龍窟トイレ設置工事	715万円
・水路改良工事外	1,645万円
・橋梁設計委託	1,260万円
・橋梁改良工事	2,060万円
・中学校施設設計業務委託	5,677万円
・中学校施設改修工事	6,300万円
【一般会計(第4号)】	
・冷房機器借上料	1,244万円
【介護保険特別会計(第1号)】	
	85万円

●カーボンニュートラル

条例制定

●手数料条例

個人番号カードの手数料は地方公共団体情報システム機構が定める事になったため。

●災害弔慰金の支給等に関する条例

支払猶予、償還免除等の対象範囲の拡大。

●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

内閣府令の施行による、所要の改正。

●家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

個人番号カードの手数料は地方公共団体情報システム機構が定める事になったため。

●災害弔慰金の支給等に関する条例

支払猶予、償還免除等の対象範囲の拡大。

●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

内閣府令の施行による、所要の改正。

●家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

個人番号カードの手数料は地方公共団体情報システム機構が定める事になったため。

●災害弔慰金の支給等に関する条例

支払猶予、償還免除等の対象範囲の拡大。

●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

内閣府令の施行による、所要の改正。

●家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

個人番号カードの手数料は地方公共団体情報システム機構が定める事になったため。

●災害弔慰金の支給等に関する条例

支払猶予、償還免除等の対象範囲の拡大。

●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

内閣府令の施行による、所要の改正。

●家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

●指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

議案質疑

一般会計補正予算 (第3号)

【総務費】

Q カラープリンターの購入理由は。

A 機構改革により施設管理業務が財政課になり、もう1台必要になった。



青龍窟

Q 消耗品の増額理由は。

A カラープリンターのトナー。

Q 人事交流研修負担金の人数と期間。

A 3名で、最長3年間。

【衛生費】

Q 通訳業務委託料の内容は。

A 外国の方が予約をする場合、通訳サービスを利用するもの。

【農林水産業費】

Q 工事費の増額理由は。

A 地元と詳細な打ち合わせの結果、工事費が確定した。

【商工費】

Q 青龍窟トイレ設置工事の内容は。

A バイオオマストイレを設置予定。

Q 地域商品券は、今の地域経済の実態を調べての実施か。

A アンケートや意見交換により判断した。

Q 飲食関係の経営悪化が顕著である。町の支援は。

A 県が補助を実施しているため、現在のところ考えていない。

企業立地促進条例

Q 対象は。

A 新設や規模を拡大する企業が対象。

カーボンニュートラル促進条例

Q 企業に対する働きかけはするのか。

A 企業の取組を後押しする制度を作成し、PRをしていく。

Q 町の目標値はあるのか。

A 国に準じて進めていきたい。

Q カーボンニュートラルに資する設備とは。

A CO2削減の効果があるようなもの。

Q 他の団体の状況は

A 支援策まで行っている団体は初めて。

財産の取得 (電子黒板)

Q 入札辞退が多かった理由は。

A 不明。

Q 60台の理由は。

A 全体で180教室あり、すでに60台納入済み、今年60台、来年60台。



電子黒板

委員会質疑

総務

常任委員会

▼一般会計補正予算
(第3号)

Q 人事交流研修負担金でJR以外から申し入れは。

A スターフライヤーからはあった。

Q 理由は。

A ワクチン接種等で人員不足。また、公



新高規格救急車
(購入予定車両イメージ)

公共交通機関の支援。

▼財産の取得

Q 指名に日産、トヨタ以外は入れなかったのか。

A 救急車の製造は日産、トヨタのみ。

産業建設

常任委員会

▼一般会計補正予算
(第3号)

Q 路線バス対策負担金の内容は。

A 太陽交通に収入減

を補填するもの。

Q 水路改良工事の内容は。

A 県道の歩道設置に伴うもの。

Q 企業立地奨励金の対象は。

A 新松山の自動車関連産業。

Q バイオオマストイレの処理能力と処理方法は。

A 1日約70回処理できる。処理方法はチップに菌をいれて分解して処理する。

Q 地域商品券発行事業補助金の実施方法は。

A ハガキで募集する。直接販売は予定していない。

▼町道路線の認定

Q 本町の道路事業は計画があるのか。

A 都市計画道路が基本である。

厚生文教

常任委員会

▼一般会計補正予算
(第3号)

Q 子育て世帯生活支援特別給付金の内容は。

A 低所得の子育て世帯に対する給付金で、児童1人当たり一律5万円。

▼介護保険特別会計
(第1号)

Q 認知症地域支援推進員の勤務体制は。

A 法人との契約により、非常勤扱い。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

Q 対象施設は何園か。

A 10園。

▼指定地域密着型介護予防サービに係る事業者の指定に關

する基準並びに事業の人員、設備並びに

介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準を定める条例

Q 変更点は。

A 虐待防止の為の体制整備と事業者研修が義務づけられた。また、書類の電子記録が可能となった。

▼指定地域密着型介護予防サービに係る事業者の指定に關する基準並びに事業

の人員、設備並びに介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準を定める条例

Q 本町の虐待事例はあるのか。

A 家庭では数件の報告がある。

▼一般会計補正予算
(第4号)

Q 体育館のクーラーの状況は。

A エアコンが使えず6台のスポットクーラーと扇風機で対応。



今回導入したクーラー

令和3年第3回 苅田町議会定例会議決結果一覧表

議案番号	議案題名	末石伸二	花見文敏	村上智宣	屏正隆	岩谷潔	尾形均	白石学	友田敬而	榎谷忠明	小山信美	井上修	武内幸次郎	梶原弘子	松蔭日出美	沖永義樹	坂本議長	結果	
発議案第1号	苅田町議会特別委員会の設置について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
決議案第1号	新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第42号	令和3年度苅田町一般会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第43号	令和3年度苅田町介護保険特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第44号	苅田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第45号	苅田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	-	可決
議案第46号	苅田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第47号	苅田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第48号	苅田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第49号	苅田町指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第50号	苅田町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に係る基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第51号	苅田町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第52号	苅田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第53号	苅田町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第54号	苅田町カーボンニュートラルに資する設備投資等促進条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第55号	苅田町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第56号	苅田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第57号	町道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第58号	財産の取得について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第59号	財産の取得について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第60号	京都郡公平委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	同意
議案第61号	令和3年度苅田町一般会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
意見書案第2号	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	-	可決

○－賛成、×－反対 ※議長は採決に加わらない。但し賛成、反対が同数の場合は議長判断による。
 ※可決された意見書は、関係機関に送付しました。

議 会 の う ぞ き

4月	6日	議会運営委員会（議会タブレットについて）
	8日	議会広報特別委員会（148号の企画・編集）
	13日	議会広報特別委員会（148号の企画・編集）
5月	18日	全員協議会（令和3年第2回臨時会について） 議会運営委員会（令和3年第2回臨時会について） 臨時会・付託委員会 議会運営委員会（6月定例会・議会タブレットについて）
	4日	議会運営委員会（令和3年第3回定例会提出予定議案について）
	8日	議会開会 全員協議会（京築広域市町村圏事務組合組織の見直しについて） 議会広報特別委員会（149号の企画・編集）
	11日 17～18日	議案質疑 一般質問 全員協議会（京築広域市町村圏事務組合について）
6月	23日	付託委員会
	25日	全員協議会（令和3年第3回定例会追加議案について） 議会運営委員会（令和3年第3回定例会追加議案について） 追加議案・議案質疑 付託委員会 閉会 広域圏事務組合特別委員会（正・副委員長の互選について） 議会広報特別委員会（149号の企画・編集）

議 会 掲 示 板

9月定例会の予定

- *会期は9月1日（水）から9月29日（水）まで
- *一般質問は9月9日（木）～15日（水）
- *問合せ先 議会事務局 ☎093・434・1981

議会中継アクセス件数

6月末時点アクセス件数
（令和3年4月からの累計）

ライブ中継 338件
録画 中継 481件

インターネット中継実施中！

パソコンの場合



ココをクリック！

スマホ・タブレットの場合

一般質問のページに、質問時の録画映像を視聴できるQRコードを、質問議員ごとに掲載しています。

QRコードを
読み込む



- 注意事項
- ・録画中継は、ライブ中継終了後4日程度（土・日・休日その他の閉庁日を除く）でご覧になれます。
 - ・映像をご覧になるには、Flash Player プラグイン のインストールが必要な場合があります。
 - ・映像配信を多数の方が同時にご覧になった際に、映像が正しく表示されない場合があります。

経済被害に支援を 議員全員で嘆願書を提出を

荇田町議会は6月25日に議長、副議長より執行部に対して、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響で経済被害を受けて収入が低下している町民に対して支援を行うよう嘆願書を提出しました。

令和3年6月25日

荇田町長 遠田 孝一 殿

新型コロナウイルスによる経済被害に対する荇田町民への支援に関する嘆願書

福岡県では新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が3度発令されています。

荇田町では、町民に対するワクチン接種も開始され、緊急事態宣言は令和3年6月20日をもって解除となりましたが、福岡県は令和3年6月21日から福岡市、北九州市、久留米市において「まん延防止等重点措置」へと移行しており、その他県内各市町村に対しても、依然として外出自粛や飲食店の時短営業などを求めている姿勢です。

荇田町におきましても、3度にわたる緊急事態宣言など、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により職を失ったり、勤務先の売上低下や労働時間短縮による収入の低下など、町民の経済状況は非常に苦しいものとなっています。

つきましては、荇田町民の暮らしを憂う荇田町議会議員として、町民の方々の生活を少しでも支援する施策の実施を嘆願します。

賛成者	坂本東二郎	賛成者	沖永 義樹
賛成者	松蔭日出美	賛成者	梶原 弘子
賛成者	武内幸次郎	賛成者	井上 修
賛成者	小山 信美	賛成者	樹谷 忠明
賛成者	友田 敬而	賛成者	白石 学
賛成者	尾形 均	賛成者	岩谷 潔
賛成者	屏 正隆	賛成者	村上 智宣
賛成者	花見 文敏	賛成者	末石 伸二



Q 等覚寺地区は本町の文化・景観遺産だ

A 自然や伝統文化等の情報発信の強化を



武内幸次郎（大樹会）



Q 等覚寺地区は平成3年に「美しい日本のむら景観百選」に

選定された。現況認識は。

A 歴史的な経緯等を含め、非常に意義ある景観百選。

Q 青龍窟にバイオートイレ設置費用715万円が予算化された。観光戦略が不可欠だ。

A 処理人数で変わるが、日に70人の処理機能可能な機種を基本に選定予定。

Q 等覚寺地区は本町にとって極めて大きな観光資源と思うが

認識は。

A 棚田や修験道の歴史的な文化や自然を絡めた有数の観光資源だと認識している。

Q 棚田の枚数は。原風景がどの程度保たれているのか。

A 棚田といわれている農地は84筆、4万1109㎡だが、原風景の棚田は未確認。

Q 棚田地域振興法に

指定されると、支援や提案を受けやすい。本町は。

A 地元が中心的に整備補修等を行わなくては制度的に厳しい。

Q 多面的機能支払制度で本年度950万円予算付けされているが、申請状況は。

A 等覚寺地区は、近年申請されていない。

Q 要因は提出書類が煩雑によるものか。

A 簡略化への動きもあり、以前より提出書類は減少している。

Q 青龍窟・鬼の唐手

岩・広谷湿原に加え、谷の発電所跡地・飛龍の滝・青龍窟の沢伝いの間の遊歩道整備を。

A 観光協会の在り方を含め、検討する。

提言 戸数減の等覚寺

地区では、景観維持は図れない。支援策で観光資源維持を。

農業振興の現状と見直し

Q 本町はいつ農振指定をしたか。

A 昭和46年3月27日に農業振興地域の指定を県より受けた。

Q 農地の保全形成が

主体的で無秩序な開発を抑制し、農業振興を図る地域だ、施策は。

A 農業者の減少で、

担い手、中核農家、集落営農により農地を守るのが現状。

提言 現状は耕作放棄地の抑制だ。農振地域や区域区分の見直しの時期に来ている。

※等覚寺は平成3年美しい日本のむら景観百選に（全国89ヶ所）選定

平成11年棚田百選（全国134ヶ所・等覚寺のぞく）



等覚寺の棚田

Q ワクチン接種の 終了時期は

A 11月末で考えている



小山 信美 (公明党)



Q 高齢者のワクチン接種率の見込みは。

A 7月27日で84%。

Q 今後の優先順位は。

A 基礎疾患の方、保育園連施設の職員、介護や障がい者福祉サービスの従事者、学校関連、警察、駐在員・児童委員、60から64歳の方、そして年齢刻み順。

Q 基礎疾患の方の接種と今後の流れは。

A 事前に情報を町に登録する。15歳から13歳の接種券は随時

発送。12歳は誕生日に発送。

Q 巡回接種で、接種券がない方の対応は。

A 管理ができれば、予診票で対応し後で処理する。

Q 個別接種の今後は。

A 8月以降案内する。

Q 自力で足を運べない人の訪問接種の考えは。

A 今現在、取り決めていない。医師会と協議する。

Q 職域接種で対応できる企業、大学は。

A 西日本工業大学は相談があり、進行中。他の企業は検討中。

Q 避難所対応で、自宅療養者の把握は。

A 保健所からそれぞれの療養については情報提供されている。

Q 療養施設に避難できない人の検討と、職員の体制については。

A 町で用意した施設に避難する。6名から8名体制で行う。

Q 防災備蓄品に生理用品の有無は。

A 880枚完備。

Q 配付方法は。

A ポスター内の配布券をスタッフに渡すと、速やかに配付される。

生理の貧困

Q コロナ禍により経済状況が厳しく、生理の貧困が顕在化。本町の状況は。

A 現在まで生活支援対策は取れていない。早急に対応を検討。

Q 学校現場の状況は。

A トイレ設置や配布はない。保健室で対応。今後、養護部会で検討していく。

Q ネグレクトなどは表面化しにくい問題。トイレに配備する意義は大きいと思うが。

A 中学校は可能。小学校は理解不足と考

え、検討課題としたい。

Q いつでも入手可能な取り組みは。

A 女性のニーズに対応することは非常に重要。検討する。

Q 生理用品を製造している企業に支援のお願いは。

A 具体的にはこれからだが、支援をする方針だけは決定した。

Q 地域女性活躍推進交付金を活用した取り組みは。

A NPOを活用する支援について、検討したい。



新型コロナウイルスワクチン接種会場

Q インクルーシブ教育の基本的な考えは

A 共に学ぶ、共に育つ



白石 学 (公明党)



Q 特別支援教育と障がい者への対応は。

A 全小中学校に特別支援学級を設置し、生活支援員を23名配置。学習上や生活上の困難を支援する体制を整えている。

Q そのほかには。

A 発達障がい児等教育継続支援事業、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの教育相談などを行っている。

Q 新津中学校区はインクルーシブ教育の

推進を掲げているが。

A 障がいのない子も同じ場で共に学ぶこと。ユニバーサルデザインの視点から分かり易い授業づくりに取り組んでいる。

Q 新津中学校区にだけインクルーシブ教育の推進を始めた理由は。

A 平成28年度に県教育委員会から重点課題研究指定を受けた。3年間で指定は外れたが、継続して取り

組んでいる。

Q 刈田中学校区の取り組みは。

A 研究指定を受け、生徒指導の3つの観点から小中連携した授業改善を行っている。

Q 「コミュニティスクール」は本年度から2校に導入。全校導入は。

A 令和3年度に試行的に2校で実施。令和7年度に、小学校6校全校に広めていく。

Q 文部科学省の調査では、2020年度に小中学校の特別支援学級に在籍した子は10年前と比較して、2.07倍増えている。本町は。

A 4.2倍になっている。

Q 新聞の調査で、県下60市町村で、特別支援学級に通う児童の割合は芦屋町が一番低く、1.3%だった。本町は。

A 令和3年5月の調査で、小学校が約6.8%、中学校が4%だ。

Q 芦屋町は、臨床心理士が全保育園・幼稚園を年3回、全小中学校を年6回訪問し、障がいのある子への対応を助言しているが。

A 本町は、臨床心理

士などが保育園・幼稚園に年2回訪問する「すくすく発達相談事業」を行っている。

Q 相談の具体的な事例については。

A 就学に関する悩みが多い。保護者の意向も聞き取り、学校見学につながることもある。



新津中学校

Q 人事評価制度の現況は

A 平成25年度より導入している



梶谷 忠明（無会派）



Q 評価制度の中で評価者訓練は、評価を行う者の視点や記録のつけ方などを行っているのか。

A 行っている。また、被評価者も、目標設定

定の仕方や評価制度について学ぶ研修を、毎年1回、全職員に対して行っている。

Q 行革で視察研修がなくなったと思うが、今後の方針は。

A 派遣研修が昨年は自粛で、件数が減っている。ズームを使ったりリモート研修も実施されている。

Q 職員の視察研修というのは大切だと思う。コロナ禍が落ち着けば再開するのか。

A 必要なものについては再開したい。

Q 人事評価について職員の昇給、昇進は、重要なことだと思う。適切に行わなければ職員の不満が残るのでは。

A 評価は事実の記録、指導の記録、それに対する成果や反応がベースである。

提言 社会全体、国全体がDX（※）、デジタル化によって業務の効率化に取り組んでいる。当町も遅れないように。

Q 職員採用と試用期間は。

A 9月に採用試験、

試用期間は6ヶ月。

Q 現在職員の定年は60歳だが、民間企業は65歳になったり、将来は70歳まで延長との声もあるようだが。

A 定年延長が、地方公務員法案で国家公務員と一緒に国会へ提出されたと聞いている。可決されれば、本町も対応を考えねばと思っています。

提言 定年の延長に対して、色々な考え方があられると思うが、職員の働きやすい環境を作って頂きたい。

※DX：デジタルトランスフォーメーションの略。進化したデジタル技術を浸透させることで、生活をより良いものへ変革すること。



福岡県市町村職員研修所（大野城市）



令和3年度 苧田町職員採用試験

受付期間 7月9日(金)～8月16日(月) 第一次試験日 9月19日(土)
※8時30分～17時15分（ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けません） 会場：西日本工業大学
※新型コロナウイルスの影響で会場、試験日時等を変更する場合があります。

■試験区分・受験資格など

試験区分	採用予定人数	受験資格
行政職A（高卒程度）	1名程度	平成12年4月2日～平成16年4月1日の間に生まれた人
行政職B（大卒程度）	6名程度	平成3年4月2日～平成12年4月1日の間に生まれた人
技術職（土木）	2名程度	平成3年4月2日～平成12年4月1日の間に生まれた人
技術職（建築）		平成2年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の免許を有する人、または令和3年度実施の国家試験で取得見込みの人
社会福祉士	1名程度	平成2年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人、または令和3年度実施の国家試験で取得見込みの人
保健師	1名程度	平成2年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人、または令和3年度実施の国家試験で取得見込みの人

■申し込みについて：原則、電子申請でお申込みください。パソコン、タブレット端末、スマートフォン等の電子端末から町ホームページにアクセスしてください。電子申請ができない場合は、持参または郵送でお申込みください。申込方法の詳細は苧田町採用試験情報ページに掲載されている試験要綱をご覧ください。

問い合わせ 総務課 人事担当 ☎093・434・1861

Q 小波瀬西工大前駅 整備事業の進捗は

A JR側と協議中



村上 智宣 (高志会)



Q 現在の協議の内容は。

A 整備の方向性について意見交換を行っている。

Q 駅前道路の安全対策も協議に入っているか。

A 優先して行う方向性で協議をしている。

Q 現在の計画の方向性は。

A 道路事業とともに、駅構内の改善について両立できないか協議している。

Q 補助金のようなものは。

Q はないのか。

A バリアフリー化に関する国の補助制度がある。

Q 駅前道路は、非常に危険。先行して行う考えはあるか。

A 協議がまとまらなければ、道路の安全対策だけでも行いたい。

Q バリアフリー法の延長があったが、本駅への取り扱いに変更はないか。

A バリアフリー法による改修をする目標

の駅となっている。

Q JR側のバリアフリー法への認識は。

A 対策を達成したいという認識は持っている。

Q バリアフリー法は令和7年まで延長されたが、本計画は間に合うのか。

A 見通しは立っていないが、早期の完了を目指す。

Q 駅前道路とバリアフリーを両立した設計の可能性は。

A 選択肢としては考

えられる。

Q 自由通路の設置については。

A 自由通路を使ってバリアフリーと併せて整備することが理想と考えている。

Q 課題としてはどういったものがあるか。

A 駅の立地条件や2番線の廃止に伴うのもの。

Q 協議がまとまれば、補正等での予算化は考えているか。

A 協議がまとまればスムーズに予算化を図っていきたい。

Q 協議がまとまる時期の用途は。

A 明確な回答はできないが、できるだけ早く進めたい。

Q 地元への途中経過の説明を行う機会を作って欲しい。

A 進展があれば、地

元区长等へ報告を行っていく。

Q 本計画への町長の意気込みを伺いたい。

A JRや総務大臣に

も陳情に行った。1日でも早い取り組みを、陣頭に立ってやっていきたい。



西工大前駅混雑の様子

Q 産業振興と組織づくり

A 積極的に取組む



井上 修 (飛翔の会)



Q 本町の町民の多くは、工業に特化した特異な町であるとの認識を持っている。産業振興にもっと力を入れるべきだと思

うが。

A 福岡県や苅田商工会議所と連携を図り積極的に取組む。

Q 経済産業省には、中小企業に対する補

助金、支援メニューが用意されている。企業に対してどのよう情報提供するのか。

A 国・県の制度を商工会議所を通じ情報を通知している。新しい制度はホームページや広報紙を通じて知らせる。

組織づくり

Q 交通商工課を含む役場全体の課を見直す件は、その後どの

ような検討したのか。

A 企業、商工業を支援する課も含め全体的なバランスを見ながら協議を進めている。

Q 今後、特化した体制づくりは。

A 特化だけでなく、様々なことを考えている。

JR小波瀬西工大前駅

Q 平成25年に利便性を生かした駅にということで基本構想が発足したが間違いなのか。

A 平成25年度に作成した。

Q コロナ禍の中で財政事情もあるが、国や県及びJR九州と今日までの協議は。

A 本町は財政が非常

に厳しい時代があり、計画の見直しをコンサルに依頼し、JRとの協議は進んでいる。

Q 周辺の町民は一日も早い建設を望んでいるが。

A 鉄道駅の再生が町のにぎわいにもつながる。協議が整えばお示ししたい。



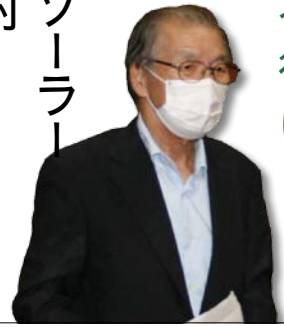
新松山工業団地



小波瀬西工大前駅

Q 土地開発公社の今後は

A 令和15年度メガソーラー契約終了時に再検討



尾形 均（無党派）



上かかる。

A 整理するととなると町の長期借入金が増えるので難しい。

Q 近年、事業はなにもやっていない。いわゆる時代の役割が終わった団体である。早く整理すべき。

A 全く必要ないとも言えない。

Q 長期間放置して、その責任を感じてないようだ。

A 時代の流れというものを感じている。

Q 前理事長は「整理の方向で検討」といったが。

A 僅かでも負債を減らし、ソーラー契約終了時に検討。

Q 前年度余剰金では長期間かかる。これでもいいのか。

A 現在、検討中。
Q 今の収入では解消

は難しい。しかも

何もしないで年一度の資金借り換えのみ。廃止を検討すべき。

A 廃止の予定はない。

Q 先送りは許されない。

A 令和15年まで収入分で負債を減らす。

提言 時代の役割を終

えた団体を何故、整理しないのか。長期借入金が増えても早く整理すること。

Q 片島岡崎用地約6・

5ヘクタールの購入目的は。

A 当初は住宅用地として購入。

Q 今日まで、長い間塩漬けになっている理由は。

A 当時の購入目的がなくなり、現在は使用目的が定まっていない。

Q 土地開発公社所有の用地は約6・2億円で流動資産として計上されている。時価は、はるかに下落し

ている。

A 公社会計基準に則り処理している。

Q 簿価と地価の差が大きすぎる。この貸借対照表は全くあてにならない。

A 公社の経理の処理として経理基準以上のことはできない。

Q 当該地は簿価で坪あたり約3万円。また、調整区域内である。限りなくゼロ円に近いはず。

A 時価は把握できていない。

Q この会計基準では

公社は健全経営になっている。しかし、現実は債務超過で倒産団体である。これを長期間放置している。

A しかし、最近ソーラーを設置し、年470万円の収入がある。

Q ソーラー収入があっても経費等を控除すると、年間137万円の収入である。これでは債務終了まで300年以



公社所有の片島岡崎用地

Q 白川地区との残り2つの約束は

A 採銅所線は県が協議中、長狭中への通学路は困難



松蔭日出美（無党派）



Q 苅田採銅所線の状況は。

A 福岡県が実施主体であり、今年度に橋梁設計を実施し、警察協議を実施中。

Q 通学路は。

A 新津中への通学路の整備を県に要望する。

Q 通学路を生活道路として整備することは可能か。

A 他のインフラ整備と比較すると優先順位は低い。

Q 60年以上前に約束

したことは、優先順位が上になるのでは。

A 約束は重く受け止めているが、現状としては他に優先することがある。

Q 行橋市は整備が済んでいる。早く実行していれば、問題にはならなかったのでは。

A その時々の中の判断で整備をしなかったと考える。

Q 白川地区には、まだ整備が必要などころがあるが、把握しているか。

しているか。

A 西部公民館、白川小学校の改修は優先順位が高く、今後10年間で整備を行っていく。

Q 競売で落とした等覚寺の里山の現状は。

A 里山体験学習で、宿泊施設を整備する計画があったが、事業は凍結している。

Q 再開の目途はないのか。

A 現在の財政状況を考えると、再開の目途はたっていない。

Q 計画し、途中まで実行し、財政が悪くなったら中止。行政としてこれでいいのか。

A 事業を凍結したのは平成25年。連続赤字中で、大変苦しい財政状況であった。現在は回復したが、施設の建替えや更新などの他の課題が山積し、凍結を解除できない。

Q 等覚寺みそ工場の側道整備はどうなったのか。

A 里山体験学習整備の中に含まれるので、凍結されている。

新たな財源確保

Q 県主導の企業誘致でなく、本町独自の施策で財政をよくできるはずだが。



白川の生活道路

A 与原区画整理事業の推進で定住人口の増加を図り、税収増を目指す。

Q 固定資産の税率を元に戻せば、税収が増えるが検討しないのか。

A 固定資産税収入は他の自治体より多い。新規企業の立地や新松山の分譲などで税収増の期待を持っている。

Q 企業誘致は

A 多様な産業を誘致するために戦略を考えていく



岩谷 潔 (飛翔の会)



与原土地地区画整理地の仮換地

Q 仮換地を決める時の基準は。

A 与原土地地区画整理事業換地設計基準に基づき土地地区画整理審議会に諮る。

Q 今までに異議申し立てはあったか。

A 変更したのは与原下区の公民館用地1件。

Q 異議申し立ての理由は。

A 道路からの高低差

や背後が法面となっており、公民館の立地にそぐわないという理由。

Q 土地地区画審議会に諮ったにもかかわらず、別の場所に公民館を建てているが。

A 自治会内部で協議し、建てられなかったと考えている。

Q 今後の仮換地指定の考え方は。

A 地区内の居住者の土地に関しては一定程度の増換地を認めているが、安易な変

更は事業に大きな支障が出る。精査し適正に行う。

企業誘致

Q 誘致のための用地は。

A 空港内5695㎡、臨空産業団地2423㎡と、新たに県の新松山の用地約30ヘクタールを来年度から分譲開始する。

Q 与原区画整理地東側にある工業専用地

域の計画は。

A 今までは私有地より公有地の方が優遇された条例だったが、今回改正し誘致を進める。

Q 県の用地だけに頼っては積極的な誘致活動ができないのでは。

A 今のところ、町独自の工業団地整備は考えていない。

Q 都市計画では、与原工業線を通すことになっている。道路が出来ることで開発が進むのでは。

A 道路があれば開発が進むと認識している。

Q 与原工業線を作るための費用や税収見込みを試算するべきでは。

A 試算する価値はあると考える。

Q 誘致活動における本町の強みは。

A 港・空港・高速道路と非常に交通の便が良い。それと工業用水・電気といったインフラも整備されている。

Q 県や国から進出企業の情報収集は。

A 頻繁にやり取りをしている。
提言 企業誘致活動は今後全国的に盛んに行われる。企業誘致に特化した課を作っては。財源確保・人口増加のためにも考えてもらいたい。



与原土地地区画整理地東側工業専用地域

Q 今後の本町独自施策の考えは

A 経済状況を含め考えていきたい



末石伸二（飛翔の会）



経済支援

Q 一番お金がかかっている高校生、大学生等の保護者へ支援をお願いしたい。

A 考えていかなければならない課題である。他にもどのような支援ができるか、すぐに検討していく。

Q 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は近隣の自治体と比較してどういった実態か。

A 臨時交付金は、本

町が約2億7400万円。行橋市は約12億4700万円、みやこ町が約7億1200万円。

Q 本町は不交付団体であり、臨時交付金は他の自治体より大きく下回っている。この制度に対し違和感があるが。

A 交付金算定時に財政力指数や係数を考慮するため、近隣の町と比較すると3分の1や4分の1となる。これは国の制度

であり、どのような状況である。

Q 平時の地方財政の制度を非常時にそのまま使われても合わないのでは。

A 他の不交付団体からも声が上がっており、国の所管へ陳情に行っている。

提言 同じ境遇の不交付団体と声をあわせて国へ問題を提起し訴え続けて頂きたい。それが本町を守る町長の役割だ。

ワクチン接種

Q 65歳以上の予約率と近隣の状況は。

A 6月18日時点で本町の予約率は85%を超えている。北九州市が約73%。行橋市が約78%となっている。

Q アナフィラキシーや副反応の発生状況は。

A 現時点で接種会場での発生はない。

Q 当日のキャンセルの対処方法は。

A 医療従事者としての登録がないワクチン接種に係る看護師を対象に実施した。

Q 平日の接種は受けられないとか、副反応により仕事への支障を考え、週末に偏る可能性もあると思うが対応策は。

A 夜の会場と土曜日の会場を運用できるように考えている。今後、職域接種ができることで、接種しやすい状況になるのではと考える。

Q 現時点での今後の計画は。

A 現在12歳から64歳までが2万3692人を分母としており、11月までには終了できる体制を取る予定である。



コロナワクチン集団接種会場

Q コロナワクチン 優先的接種について

A 基礎疾患がある
人たちから



梶原 弘子 (無党派)



Q 救急業務の消防署
員の対応は。

A 職員51名中46名の
接種が終わっている。

Q 視聴覚障がい者の
接種は。

A ファックスの予約
受け付けを数件受けて
いる。

Q 高齢者接種数は。

A 6月18日現在、一
回目は31・7%、二
回目は25・8%、予
約者数は85%過ぎて
いる。

義務教育無償に

Q 入学時の費用負担
はいくらか。

A 平均的に小学校は
約3万円、中学校は
約6万円である。

Q 憲法では義務教育
は無償となっている
が。

A 「無償」という意
味は「授業料」と「教
科書」この2点と理
解している。

生理の貧困問題

Q 養護の先生達の話
し合いでは、意見は

出ていないのか。
A 出た事はない。

Q 初潮を迎える年齢
が低年齢化している
中、性教育に早く取
り組んでほしい、町
内公民館等にも「生
理用品」を置いてほ
しいが。

A 重大な課題だと感
じている。今後検討
していく。

ゴミ処理施設

Q 今後の方針は。

A 平成10年から稼働

し、23年目で老朽化
が進んでいる。どの
ようにするのか具体
的に詰めていないが、
内部で検討中である。

Q 何年くらいかけて
方針は決めるのか。

A 具体的に決定して
いないが、町単独で
やるのか、広域でや
るのか等も含めて検
討中。

Q 処理場の寿命はど
れくらいか。

A 約15年から20年と
言われているが老朽
化している部分も有
り、補修しながら運
転している。

Q ゴミ処理は三菱マ
テリアルとの連携で
変わりない。焼却料
はいくらか。

A 三菱マテリアルと
の連携は変わらずト
ン当たり7千円。

Q この7千円という

金額は「高い」のか「安
い」のか。

A 他自治体でRDF
で燃やしている所と
比べると安い状況で
ある。

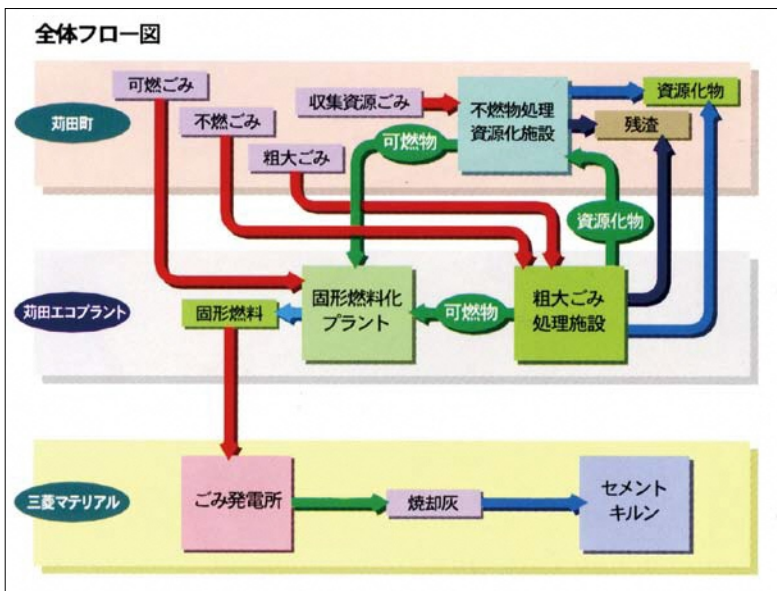
Q 今後もRDF方式
でゴミの処理をする
計画か。

A 現在、特に新しい
RDF方式の情報は

ないが、24時間燃や
し続ける方式もあり、
検討している。

Q 町のゴミ処理場に
は外国製の機械が設
置され修理も大変と
きくが。

A 以前の火災時の修
理には時間が掛かつ
た。



エコプラントの流れ

苧田町 歴史探検隊

雨窪古墳

あまくぼこふん



議会だよりかんだ（149号）
令和3年7月25日発行



調査前全景



1989年調査時全景

雨窪古墳は、若久町3丁目に所在し、古墳時代の終わりに近い今から約1400年前に造られた円墳で、墳丘の一部と横穴式石室が現存します。東九州自動車道苧田北九州空港インターチェンジの北東側で北九州市との行政区界付近に位置しています。

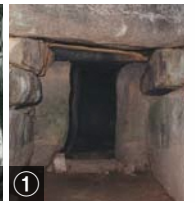
『苧田町誌』には、大正年間に石室がすでに開口していたこと、昭和40年代には周辺に小円墳2基も存在したことが記されています。平成元年（1989）には、苧田町教育委員会が墳丘地形測量や石室内の調査を実施し、現存墳丘径15×18m・高さ約7.5m、全長約10mを測る横穴式石室が現存し、奥壁には2m以上の一枚石が用いられており使用石材に巨大なものが多くことが判明しました。調査

以前にすでに盗掘されていたが、金銅製の馬具や須恵器が出土しており、現在、苧田町歴史資料館に展示されています。古墳の規模・構造・副葬品に加えて、周辺には同時期の須恵器を製作した窯跡が多数あることから、被葬者は須恵器生産に関わる人々を支配した豪族の可能性が指摘されています。

これらの調査成果から、町の歴史・文化を代表する貴重な文化財として、平成元年に町の史跡第一号に指定されました。平成時代には地元の方々を中心とした「さわやか会」と苧田町が協働し、石室内に入る事ができる古墳として管理・公開を実施し、町



①横穴式石室（羨道から前室）
②横穴式石室奥壁
③横穴式石室（玄室から前室）



編集・議会広報特別委員会
発行責任者・坂本東二郎

内の小・中学生の社会科見学における「本物の教材」として、また町内外を問わず来訪者の知的好奇心を満たす観光資産として活用されました。

平成30年には、石室入口に墳丘崩落土が確認されたため、苧田町文化財保護審議会において審議した結果、見学者の安全のため石室内は公開せず墳丘の公開のみとしました。現在、県や有識者の指導を受け、シート保護による応急処置と経過観察をおこない崩落原因の解明や保存修理整備の検討を進めています。

町を代表する史跡として学術的価値が損なわれないよう、また地元の方々が熱心に保護・活用してきた雨窪古墳が、私たちの子や孫の世代も同様の活動ができるよう、大切に守り伝えていきたいと思えます。



町内小学校の社会科見学

表紙の写真



どろんこサッカー

議会広報特別委員会

委員長	沖永 義樹
副委員長	友田 敬而
委員	梶原 弘子
委員	小山 信美
委員	榎谷 忠明
委員	屏 正隆
委員	村上 智宣
委員	末石 伸二

あとがき

私たちの日常生活は、ここ一年で大きく激変し、さまざまな不安やストレスを感じることもばかりだと思えます。現在、脱コロナ禍に向けて期待をされているワクチン接種は、希望されるすべての町民の皆様へ順次に進んでおり、ようやく明るい希望の兆しがみえてまいりました。まだ、しばらくはマスクをつけた生活が続きますが、熱中症には十分に気をつけてください。もう一踏ん張りです。力を合わせて頑張ろう！日本！！

末石 伸二

〒8000-0392 福岡県苧田町富久町1-19-1
☎093-434-1981 FAX093-434-2099